

2 障福第 2 3 1 号  
令和 2 年 6 月 1 日

長崎県指定障害福祉関係運営法人代表者 様

長崎県障害福祉課長  
(公印省略)

長崎県障害福祉サービス事業者業務管理体制確認検査実施要綱の改正について

日頃より、本県の障害福祉施策の推進にご協力いただき感謝申し上げます。

このことについて、指定障害福祉サービス事業者等において、不正事案の発生防止の観点から、事業運営の適正化を図るための体制の整備を目的として、業務管理体制の整備が求められていますが、このたび長崎県障害福祉サービス事業者業務管理体制確認検査実施要綱を改正しましたので、お知らせします。

なお、改正に伴い、一般検査の手法については、本通知をもって下記のとおりといたしますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

記

- 1.業務管理体制確認検査実施要綱第 2 条（1）一般検査の実施通知については、監査指導課の現地指導通知をもって代えます。
- 2.業務管理体制確認検査実施要綱に規定する一般検査については、監査指導課における事業所の現地指導の際に、下記確認資料（(※) 参照。②は原本）を確認するとともに、事業者は、現地指導後に速やかに障害福祉課へ確認資料を提出することとする。
- 3.障害福祉課において、提出された確認資料の内容を検査する。
- 4.内容に改善を要するものがあれば、障害福祉課において改善を指導する。

(※)確認資料

- ①「法令遵守責任者の役割及び業務内容」を示した書面

なお、①は別添「法令遵守責任者の役割及び業務内容チェック項目」の内容を含めたものとする。

- ②現地指導実施日前から直近 1 年以内において、「法令遵守責任者の役割及び業務内容」について、理事会等または事業所の職員会議等において報告、評価・改善等を実施していることがわかる会議録等

なお、業務管理体制の整備については、下記ホームページをご確認ください。

長崎県ホームページ 検索例「長崎県 障害 業務管理体制」で検索

<https://www.pref.nagasaki.jp/object/kenkaranooshirase/oshirase/88218.html>